

春のシンポジウム

4月29日(土)

於: 静岡労政会館および Zoom

非常勤講師の雇用と生活を守ろう

—大学の無期転換逃れは許さない—

●基調報告: 「非常勤講師の雇用と生活を守ろう —大学の無期転換逃れは許さない—

伊藤圭一氏 (全労連雇用・労働法制局長)

・大学の研究者については、労契法 18 条の無期転換申込みができるまでの通算期間を 10 年とする特例が定められている。

・2018 年 3 月に 5 年無期転換直前の雇止め問題が発生したが、2023 年 3 月も任期 10 年を前にした無期転換逃れの大量雇止めが起きた。

・2022 年度末で有期労働契約通算 10 年に達する任期付教員、研究者は 1 万 4,029 人。うち、年度末までに無期転換した(予定)は 0.8% (117 人)、2023 年度以降に無期転換予定は 3.3% (462 人)。

・2023 年度以降、無期転換の可能性ありは 49.3% (6,916 人) だが、未定が 40.4% (5,672 人)、雇用契約終了が 7.9% (1,112 人)。

・専修大学で有期労働契約 5 年超えのドイツ語非常勤講師が 2019 年に無期契約転換を申し入れ。大学は「10 年特例が適用される」と転換を拒否。21 年東京地裁勝訴。22 年 7 月東京高裁勝訴。23 年 3 月最高裁被告の上告を棄却。原告の業務は授業や試験などに限られ研究に携わっておらず、特例の対象外と認定された。

・無期転換ルールの改善を

①労働契約は無期を原則とし、有期契約は臨時的・一時的な業務に限る。

②有期契約から無期契約に転換される場合の契約通算期間を 5 年より短くする。

③労働者の申立てがなくとも、無期転換したものと「みなす」制度とする。

④無期転換申込権を行使する直前に行われる雇止めは原則として禁止する。

⑤無期転換の特例をなくす。

⑥無期転換後の労働条件の改善を。

●現場からの報告①

「非常勤講師の雇い止めに対する闘い」

佐々木信吾氏 (東海大学教職員組合委員長)

・東海大学は大幅な黒字大学であるか 70 年間労

働組合が存在しない大学であった。2022 年に入ってから雇い止め通告をされたという相談が全国から届くようになった。

・2022 年 5 月に東海大学教職員組合を結成。まずは憲法で確認された労働者の権利であるストライキをやることに。静岡キャンパスで 12 月 5 日と 9 日に、続いて札幌で 1 月 17 日に指名スト・時限ストで実施。

・11 月に 8 名、1 月に 3 名が東海大を東京地裁に提訴。一方で、今年の 2 月はじめに東海大から雇い止め通告を受けた河合紀子支部長について、雇い止めを撤回すると書面で連絡があった!! 「勝てることがあるのだ」と私達は知った。ストをやってよかった。団交でも空気は劇的に変化した。

・この 3 月末で東海大学教職員組合の組合員は 9 割が雇い止めされたが、一人として組合を退会せず、互いを支えている姿には敬服するばかり。この組合員らが全員救済されることを願ってやまない。

●現場からの報告②

「非常勤講師の労働実態」

天池洋介氏 (岐阜大学等非常勤講師)

・賃金: 1 コマ (90 分の授業) を単位として賃金が支払われる。例: 1 コマ 1 万円、全 15 回で 15 万円。年収 200 万円を稼ぐには、年間 13 科目を担当する必要がある。

・労働時間: 90 分の授業時間以外に授業準備や採点などの労務がある。

・雇用形態: 多くが半年契約⇒夏と冬、春の長期休暇中は授業がないため無収入となる。

・大学の授業の 1/3 を非常勤講師が担当しており、もはや基幹的な労働力といってもよい。

・非常勤講師は研究者としては雇用されていない、業務として研究を指示されていない。

・岐阜大学型ワークシェアの提案⇒仕事が多すぎて困っている常勤教員と、仕事が少なくて困っている非常勤講師が共闘。

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 301 号 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>